

都市農地保全推進自治体協議会 活動方針

都市農地保全推進自治体協議会は、平成 22 年度の活動方針を下記のとおり定める。

記

1 住民への PR の促進

都市の農地が、安全で安心できる農産物を生産するとともに、環境保全、防災、食育などの面で都市生活に潤いをもたらす、多面的で公益的な役割を果たしているにもかかわらず、減少の一途を辿っており適切な保全が求められていることについて、さまざまな機会を通じて広く発信し、住民の理解をさらに深めていく。

2 国に対する制度見直しの要望

国においては政権交代がなされ、都市計画関係の法令改正が先送りされるなど、都市農地をめぐる状況は不透明となっている。このような状況を踏まえつつ、住民に最も身近な基礎自治体として必要な要望を行う。とりわけ、都市農地（市街化区域内農地）と密接な関係がある都市計画法において、都市農地の位置付けなどについて引き続き要望し、粘り強く農地の保全に向けた取り組みを進める。

3 都市農業の振興

都市農地の多面的な役割が、農業者の日々の生産活動によって支えられており、都市農業の振興が農地の存続に深く関わっていることを踏まえ、農業委員会や農業協同組合とも連携し、大消費地に立地する特性を活かし、都市住民の多様なニーズに応える都市農業の振興に努める。

4 協議会活動の発信

都市農地保全に向けた全国的な機運の醸成を図るため、本会の活動状況等を、本会会員と類似した農地状況を持つ自治体等へ適宜発信する。